相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市多米西町二丁目二七番地一五、最後の住所愛知県豊橋市多米西町二丁目二七番地の一五　被相続人　亡　山本　政市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二日

愛知県豊橋市前田町一丁目九番地一九　相続財産管理人　鈴木　哲哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府南河内郡河南町大字持尾一〇四〇番地、最後の住所大阪府吹田市新芦屋下一六番八号　被相続人　亡　上田　徹男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二日

大阪市北区西天満四丁目七番一号北ビル一号館二〇三号　相続財産管理人　弁護士　東畠　敏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市原井町一二六三番地、最後の住所島根県浜田市内村町三六五番地七　被相続人　亡　道明ヱミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二日

事務所　島根県浜田市田町一六五五　朝日堂ビル三階　はまだ市民総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田上　尚志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市大字大潮一五三四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　原田　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二日

山口県周南市大字富田二六八四番地の五　相続財産管理人　國澤千佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市牟礼町牟礼八二一番地、最後の住所香川県高松市田村町七九七番地　被相続人　亡　木村　征夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二日

高松市磨屋町五番九号　プラタ五九　四階　相続財産管理人　弁護士　馬場　基尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県西彼杵郡三和町為石一九七二番地、最後の住所長崎市滑石二丁目三六番四〇―六〇八号　被相続人　亡　篠﨑ヤチヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二日

長崎市万才町八番二二号長崎朝日ビル六階　相続財産管理人　弁護士　川島　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県鹿本郡三玉村大字蒲生一五五二番地、最後の住所不明　被相続人　亡　渡邊ハマノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二日

熊本県山鹿市蒲生一五九一番地　相続財産管理人　河村　博之

債権申出の催告（第二回）

当社は、平成二十二年三月一日法人合併により年金規約の承認の効力を失ったため、年金制度を終了したので、当社に確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号　チバ・ジャパン株式会社　確定給付企業年金制度清算人　堀江　邦彦

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十二年四月十九日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第一一〇条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先出資償却原資（特定資産の売却金、特定資産からの収入として当社に交付された金銭及びその他の方法で当社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合。以下同じ。）の分配。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行い取締役が簡易減資消却が適当であると判断し、その旨決定したことを簡易減資消却の要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

優先出資償却原資が生じた場合で取締役が適当と認める時期に行う。

四、減少する優先資本金の額

初年度からの優先出資償却原資の累積額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその判断により、以後の(A)当社の維持・運営にかかる債務の支払、(B)各種積立金の積立て、(C)利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額（以下「減資消却可能額」という。）。なお、減資消却可能額が五万円の整数倍とならない場合には直近の五万円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として計算した金二億九八七五万円。

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社は二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は五九七五口である。A号優先出資については三〇〇二口、B号優先出資については二九七三口を消却する。

六、優先出資の消却の方法

消却金額は一口につき金五万円とし、下記の計算式に基づいて全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

減資消却可能額（円）／五万（円）＝各優先出資社員の消却口数（小数点第1位を四捨五入）

各優先出資社員の消却口数／優先出資の発行済総口数×各優先出資社員の保有口数

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額

金二億九八七五万円（うち、A号優先出資については一億五〇一〇万円、B号優先出資については一億四八六五万円）

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社は二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十二年四月二日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号　ケーエージー・スリー・インベストメント特定目的会社　代表取締役　粟国　正樹

第27期決算公告

平成22年4月2日　埼玉県さいたま市大宮区桜木町4―384

グッドウィル東和株式会社

代表取締役　伊田雄二郎

貸借対照表の要旨　（平成21年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	235,766	流動負債	338,524
固定資産	247,871	固定負債	128,566
有形固定資産	213,922	株主資本	15,480
無形固定資産	414	資本金	30,000
投資その他の資産	33,535	資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	△19,520
		利益準備金	1,500
		その他利益剰余金	△21,020
		（うち当期純利益）	（△29,176）
		評価・換算差額等	1,067
		その他有価証券評価差額金	1,067
資産合計	483,637	負債・純資産合計	483,637